別記２２［地下貯蔵タンクの外面保護方法］

地下貯蔵タンクの外面は、次表に定めるところにより保護すること。

（政令第１３条第１項第７号抜粋）（政令第１３条第２項第５号抜粋）
（政令第１３条第３項抜粋）（規則第２３条の２抜粋）（告示第４条の４８抜粋）
（平成１７年９月１３日消防危第２０９号抜粋）

表　地下貯蔵タンクの外面保護方法　（＊＊＊）

地下貯蔵タンクの設置方法		保護すべき部分		保護方法の種類			
				さびどめ塗装（A）	エポキシ樹脂・ウレタンエラストマー樹脂被覆（B）	強化プラスチック被覆（C）	B又はCと同等以上の性能を有する方法（D）
第１項	地下貯蔵タンク（二重殻タンクを除く。）をタンク室に設置	地下貯蔵タンクの外面			○	○	○
第２項	鋼製二重殻タンクをタンク室または地盤面下に直接埋設	二重殻タンクの外面			○	○	
	鋼製強化プラスチック製二重殻タンクをタンク室または地盤面下に直接埋設	地下貯蔵タンク	注２ 上部			○	
			注２ 検知層部	○			
第３項	地下貯蔵タンクをコンクリートで被覆して地盤面下に直接埋設	地下貯蔵タンクの外面			○	○	

（注１）　○が付けられている保護方法のいずれかを用いる。

（注２）　保護すべき部分の欄において、「検知層部」とは、政令第13条第2項第1号ロの規定により、強化プラスチックを間げきを有するように被覆した部分を、「上部」とは、それ以外の部分をいう。また、「二重殻タンクの外面」とは、政令第13条第2項第1号イの規定により取り付けられた鋼板の外面及び当該鋼板が取り付けられていない部分の地下貯蔵タンクの外面をいう。

（注３）　保護方法の種類の欄において、（Ａ）から（Ｄ）は、告示第４条の４８に掲げる保護方法を示し、次のとおりとする。

Ａ　タンクの外面にさびどめ塗装をすること。

（告示第４条の４８第１項第１号抜粋）

Ｂ　タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ２．０ｍｍ以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、日本産業規格Ｇ３４９１「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める耐熱用ビニルクロス又はヘッシャンクロスに適合しなければならない。

（告示第４条の４８第１項第３号）

Ｃ　タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ２．０ｍｍ以上に達するまで行うこと。

（告示第４条の４８第１項第４号）

Ｄ　次に掲げる性能が上記Ｂ又はＣに掲げる方法と同等以上の性能を有する方法とすること。　（告示第４条の４８第１項抜粋）

なお、同等以上の性能を有することの確認は、同等以上の性能の確認を行なおうとする方法(塗覆装の材料及び施工方法)により作成した試験片を用いて、次に掲げる性能ごとにそれぞれ示す方法で行うものとする。

（平成１７年９月１３日消防危第２０９号抜粋）

１　浸透した水が地下貯蔵タンクの外表面に接触することを防ぐための水蒸気透過防止性能　（告示第４条の４８第２項第１号）

プラスチックシート等（当該シート等の上に作成した塗覆装を容易に剥がすことができるもの）の上に、性能の確認を行なおうとする方法により塗覆装を作成し乾燥させた後、シート等から剥がしたものを試験片として、日本産業規格Ｚ0208「防湿包装材料の透湿度試験方法（カップ法）」に従って求めた透湿度が、２．０ｇ／㎡・日以下であること。なお、恒温恒湿装置は、条件Ａ（温度２５℃±０．５℃、相対湿度９０％±２％）とすること。

（平成１７年９月１３日消防危第２０９号抜粋）

２　地下貯蔵タンクと塗覆装との間に間隙が生じないための地下貯蔵タンクとの付着性能　（告示第４条の４８第２項第２号）

日本産業規格Ｋ5600-6-2「塗料一般試験方法－第６部：塗膜の化学的性質－第２節：耐液体性（水浸せき法）」に従って、４０℃の水に２ヶ月間浸せきさせた後に、日本産業規格Ｋ5600-5-7「塗料一般試験方法－第５部：塗膜の機械的性質－第７節：付着性（プルオフ法）」に従って求めた単位面積当たりの付着力（破壊強さ）が、２．０ＭＰａ以上であること。

（平成１７年９月１３日消防危第２０９号抜粋）

３　地下貯蔵タンクに衝撃が加わった場合において、塗覆装が損傷しないための耐衝撃性能　（告示第４条の４８第２項第３号）

室温５℃及び２３℃の温度で２４時間放置した２種類の試験片を用いて、日本産業規格Ｋ5600-5-3「塗料一般試験方法－第５部：塗膜の機械的性質－第３節：耐おもり落下性」（試験の種類は「デュポン式」とする。）に従って、５００㎜の高さからおもりを落とし、衝撃による変形で割れ又ははがれが生じないこと。

さらに、上記試験後の試験片を日本産業規格Ｋ5600-7-1「塗料一般試験方法－第７部：塗膜の長期耐久性－第１：耐中性塩水噴霧性」に従って３００時間の試験を行い、さびの発生がないこと。

（平成１７年９月１３日消防危第２０９号抜粋）

４　貯蔵する危険物との接触による劣化、溶解等が生じないための耐薬品性能　（告示第４条の４８第２項第４号）

日本産業規格Ｋ5600-6-1「塗料一般試験方法－第６部：塗膜の化学的性質－第１節：耐液体性（一般的方法）」（７については、方法１（浸せき法）手順Ａによる。）に従って、貯蔵する危険物を用いて９６時間浸せきし、塗覆装の軟化、溶解等の異常が確認されないこと。

なお、貯蔵する危険物の塗覆装の軟化、溶解等に与える影響が、同等以上の影響を生じると判断される場合においては、貯蔵する危険物に代わる代表危険物を用いて試験を実施すること。

（平成１７年９月１３日消防危第２０９号抜粋）